



22文情運審第3号
平成23年1月20日

文京区長 成澤廣修様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山忠明



平成22年12月14日付22文企広第938号による平成22年度諮問第3号について、次のとおり答申します。

答申

1 諒問事項

- (1) 学術研究のための介護保険に係る個人情報（氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く。）の外部提供について
- (2) 上記（1）の外部提供の本人通知の省略について

2 審議会の結論

本件諮問に係る介護保険第一号被保険者の個人情報のうち、被保険者の性、生年並びに直近及びその一年前における、認定月、要介護（要支援を含む。）認定区分及び介護保険サービス種類別サービス利用の有無について外部提供することが妥当なものと認め、その余の情報の外部提供については外部提供をすることは適当でないと認める。

また、当該外部提供に係る本人通知を省略することは妥当であると認める。

3 理由

- (1) 学術研究のための介護保険に係る個人情報（氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く。）の外部提供について

本件個人情報の提供は、国立大学法人東京大学医学部附属病院（以下、「東京大学」という。）における研究に利用されることを目的として行われるものである。当該研究は、介護保険データを統計的に集計・分析し、要介護者の将来推計を行うとともに、介護保険サービスの効果を明らかにすることを目的とするものであって、その社会的意義は高く評価されるべきものであるばかりでなく、これからの中高齢社会に向けて、介護予防や介護に係わる施策の充実が必要となっている文京区にとっても、今後の介護保険事業を策定する際の基礎資料として当該研究の成果を活用



することが可能であるものと考えられ、その公益性は十分に認められる。

一方、本件研究において提供を求められている情報は、介護保険被認定者の個人別の身体状況、介護保険サービスの利用状況など多岐にわたる情報であり、その取り扱いにはなお慎重な配慮が求められるところであり、当該研究を達成するに必須の事項について、当該情報により個人識別を行うことができない限度で提供することが望ましい。それゆえ、被保険者の性、生年並びに直近及びその一年前における、認定月、要介護（要支援を含む。）認定区分及び介護保険サービス種類別サービス利用の有無については、外部提供することが妥当なものと認め、その余の情報については、当該情報が研究の達成にとって必須のものであるとはいはず、かつ、個人識別性が一定程度高まることも考えられることから、これを外部提供することは適当ないと認める。

研究の実施に当たっては、大学内の医学部倫理審査委員会の承認手続きを経ることなど、研究の目的、対象、方法等について適正な研究の実施が担保されていることが認められるが、情報の提供に当たっては、漏えいや不正利用等の事故を防止するため、東京大学に対して、情報管理の徹底及び研究終了後における提供した情報の廃棄の報告を求めるべきである。

（2）目的外利用をしたことの本人通知の省略について

本件外部提供においては、情報が個人識別性のない形で提供され本人の権利利益を害するおそれがないこと、及び提供された後も統計的な処理がされることによって個人情報性がさらに失われると考えられることから、本人通知を省略しても差し支えないと認める。